

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 公共工事の品質確保に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行（令和元年6月14日）に伴い、発注者の責務として「働き方改革の推進」及び「生産性向上への取組」が明記された。</p> <p>また、建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。</p> <p>この状況を受け、愛知県企業庁では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むため、必要な事項を定め、その適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県企業庁の発注工事で、当初設計書の単価適用日が令和4年10月1日以降となる次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事、保全工事等並びに水道工事における一般修繕工事及び設備修繕工事は除く。</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日の取組を促進するもので、現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事を対象とする。</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、応急復旧工事等発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。</p> <p>(週休2日制の形式)</p> <p>第3条 週休2日制の形式は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p> <p>完全週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工（現場事務所での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡回や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。）を実施する。</p> <p>ア 対象期間</p> <p>契約締結日の翌日から工事完了日（完了通知提出日）までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。</p> <p>(ア) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）</p> <p>(イ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完了通知提出日）までの期間）</p> <p>(ウ) 夏季休暇（3日間）</p> <p>(エ) 年末年始休暇（6日間）</p> <p>(オ) 工場製作のみの期間</p> <p>(カ) 工事事故等による不稼働期間</p>	<p style="text-align: center;">完全週休2日制・週休2日制工事実施要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 公共工事の品質確保に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行（令和元年6月14日）に伴い、発注者の責務として「働き方改革の推進」及び「生産性向上への取組」が明記された。</p> <p>また、建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。</p> <p>この状況を受け、愛知県企業庁では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むため、必要な事項を定め、その適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 愛知県企業庁の発注工事で、当初設計書の単価適用日が令和4年4月1日以降となる次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事、保全工事等並びに水道工事における一般修繕工事及び設備修繕工事は除く。</p> <p>(1) 発注者指定型</p> <p>発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日の取組を促進するもので、現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事を対象とする。</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、応急復旧工事等発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。</p> <p>(週休2日制の形式)</p> <p>第3条 週休2日制の形式は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 完全週休2日制工事</p> <p>完全週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工（現場事務所での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。なお、安全管理のための現場巡回や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。）を実施する。</p> <p>ア 対象期間</p> <p>契約締結日の翌日から工事完了日（完了通知提出日）までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。</p> <p>(ア) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）</p> <p>(イ) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日（完了通知提出日）までの期間）</p> <p>(ウ) 夏季休暇（3日間）</p> <p>(エ) 年末年始休暇（6日間）</p> <p>(オ) 工場製作のみの期間</p> <p>(カ) 工事事故等による不稼働期間</p>

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

<p>(キ) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間 イ 休工対象日</p> <p>原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。ただし、振替休工は、振替休工日の1週間前までに監督員と協議するものとする。また、天候（降雨・積雪等）により、土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施する。</p> <p>ア 対象期間</p> <p>第3条(1)アに同じ。</p> <p>イ 休工対象日</p> <p>休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5%（2／7）以上の日数とする。<u>ただし、毎月第2週については土曜日を休工とするよう努めること。</u>なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。</p>	<p>(キ) 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間 イ 休工対象日</p> <p>原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）とする。なお、地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週（土曜日の場合はその前の月曜日から金曜日、日曜日の場合はその後の月曜日から金曜日）で振替休工を取得した場合は休工と認めるものとする。ただし、振替休工は、振替休工日の1週間前までに監督員と協議するものとする。また、天候（降雨・積雪等）により、土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工と認めない。</p> <p>(2) 週休2日制工事</p> <p>週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施する。</p> <p>ア 対象期間</p> <p>第3条(1)アに同じ。</p> <p>イ 休工対象日</p> <p>休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5%（2／7）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。</p>
---	---

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

<p>費の補正を行うものとする。</p> <p>(1) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事（諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事をいう。以下同じ。）以外の工事については、次により補正を行うものとする（別紙<u>2</u>参照）。</p> <p>ア 休工状況の適用区分</p> <p>対象期間（第3条(1)ア及び同条(2)ア）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合（以下「休工割合」という。）に応じて、休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 4週8休以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 休工割合が28.5%以上の場合 (イ) 4週7休以上4週8休未満 休工割合が25%以上28.5%未満の場合 (ウ) 4週6休以上4週7休未満 休工割合が21.4%以上25%未満の場合 <p>イ 休工割合の算出方法</p> <p>休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとする（参考1、2参照）。</p> <p>(ア) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。</p> <p>(イ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。</p> <p>(ウ) 天候（降雨・積雪等）により休工した日は、休工と認める。</p> <p>ウ 補正率</p> <p>それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</p> <p>(ア) 4週8休以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.05 ・機械経費（賃料） 1.04 ・共通仮設費率 1.04 ・現場管理費率 1.06 ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙<u>4</u>による <p>(イ) 4週7休以上4週8休未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.03 ・機械経費（賃料） 1.03 ・共通仮設費率 1.03 ・現場管理費率 1.04 ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙<u>4</u>による <p>(ウ) 4週6休以上4週7休未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.01 ・機械経費（賃料） 1.01 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03 ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙<u>4</u>による 	<p>費の補正を行うものとする。</p> <p>(1) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事（諸経費算定工種区分が、港湾・漁港工事（浚渫工事、構造物工事）又は海岸工事（港湾・漁港に係る海岸）の工事をいう。以下同じ。）以外の工事については、次により補正を行うものとする（別紙<u>3</u>参照）。</p> <p>ア 休工状況の適用区分</p> <p>対象期間（第3条(1)ア及び同条(2)ア）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合（以下「休工割合」という。）に応じて、休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 4週8休以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 休工割合が28.5%以上の場合 (イ) 4週7休以上4週8休未満 休工割合が25%以上28.5%未満の場合 (ウ) 4週6休以上4週7休未満 休工割合が21.4%以上25%未満の場合 <p>イ 休工割合の算出方法</p> <p>休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとする（参考1、2参照）。</p> <p>(ア) 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。</p> <p>(イ) 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。</p> <p>(ウ) 天候（降雨・積雪等）により休工した日は、休工と認める。</p> <p>ウ 補正率</p> <p>それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</p> <p>(ア) 4週8休以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.05 ・機械経費（賃料） 1.04 ・共通仮設費率 1.04 ・現場管理費率 1.06 ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙<u>4</u>による <p>(イ) 4週7休以上4週8休未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.03 ・機械経費（賃料） 1.03 ・共通仮設費率 1.03 ・現場管理費率 1.04 ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙<u>4</u>による <p>(ウ) 4週6休以上4週7休未満</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労務費 1.01 ・機械経費（賃料） 1.01 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03 ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙<u>4</u>による <p>エ 補正方法等</p>
---	---

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

<p>エ 補正方法等</p> <p>(ア) 発注者指定型 当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。</p> <p>(イ) 受注者希望型 休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。</p> <p>(2) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事については、次により補正を行うものとする（別紙<u>4</u>参照）。</p> <p>ア 休工状況の適用区分 休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 4週8休以上 契約締結日の翌日以降最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完了通知提出日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる土曜日、日曜日、休日、夏季休暇（土曜日、日曜日、休日以外の8月の3日間）及び年末年始休暇（土曜日、日曜日、休日以外の12月下旬から1月上旬の5日間）の日数分の休工日がある場合。なお、対象は工事完了日（完了通知提出日）直前の1期間の末日となる金曜日までとする。</p> <p>イ 補正率 それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</p> <p>(ア) 4週8休以上 ・労務費 1.05 ・機械経費（賃料） 1.04 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03 ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙<u>4</u>による</p> <p>ウ 補正方法等</p> <p>(ア) 発注者指定型 当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を経費に乘じ、休工状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額し、変更契約するものとする。</p> <p>(イ) 受注者希望型 休工状況を確認後、最終変更設計時に経費を補正し、変更契約するものとする。</p> <p>（特記仕様書） 第8条 発注者指定型及び受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。</p> <p>(1) 発注者指定型 「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休</p>	<p>(ア) 発注者指定型 当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じ、休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。</p> <p>(イ) 受注者希望型 休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。</p> <p>(2) 週休2日制工事等の実施工事のうち、港湾・漁港工事については、次により補正を行うものとする（別紙<u>5</u>参照）。</p> <p>ア 休工状況の適用区分 休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(ア) 4週8休以上 契約締結日の翌日以降最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完了通知提出日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる土曜日、日曜日、休日、夏季休暇（土曜日、日曜日、休日以外の8月の3日間）及び年末年始休暇（土曜日、日曜日、休日以外の12月下旬から1月上旬の5日間）の日数分の休工日がある場合。なお、対象は工事完了日（完了通知提出日）直前の1期間の末日となる金曜日までとする。</p> <p>イ 補正率 それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。</p> <p>(ア) 4週8休以上 ・労務費 1.05 ・機械経費（賃料） 1.04 ・共通仮設費率 1.02 ・現場管理費率 1.03 ・市場単価 補正対象及び補正係数は別紙<u>5</u>による</p> <p>ウ 補正方法等</p> <p>(ア) 発注者指定型 当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正係数を経費に乘じ、休工状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額し、変更契約するものとする。</p> <p>(イ) 受注者希望型 休工状況を確認後、最終変更設計時に経費を補正し、変更契約するものとする。</p> <p>（特記仕様書） 第8条 発注者指定型及び受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。</p> <p>(1) 発注者指定型 「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休</p>
--	--

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

<p>工事の発注者指定型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」を参照すること。」</p> <p>(2) 受注者希望型 「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の受注者希望型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領」を参照すること。」</p> <p>附 則 この要領は令和元年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は令和3年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は令和4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は令和4年10月1日から施行する。</p>	<p>2日制工事実施要領 (令和4年4月1日) を参照すること。」</p> <p>(2) 受注者希望型 「第〇条 本工事は、土木工事標準仕様書に記載する完全週休2日制・週休2日制工事の受注者希望型の対象工事とする。詳細については「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 (令和4年4月1日) を参照すること。」</p> <p>附 則 この要領は令和元年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は令和3年5月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は令和4年4月1日から施行する。</p>
---	--

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

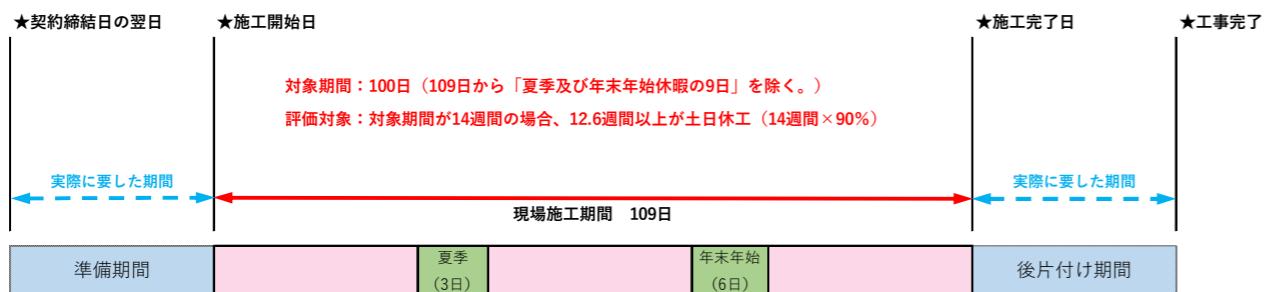
別紙 1

第5条(1)関係

1-1 完全週休2日制工事の工事成績評定の評価

対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合が90%以上の場合、工事成績評定において評価する。

(対象期間が100日となる場合)



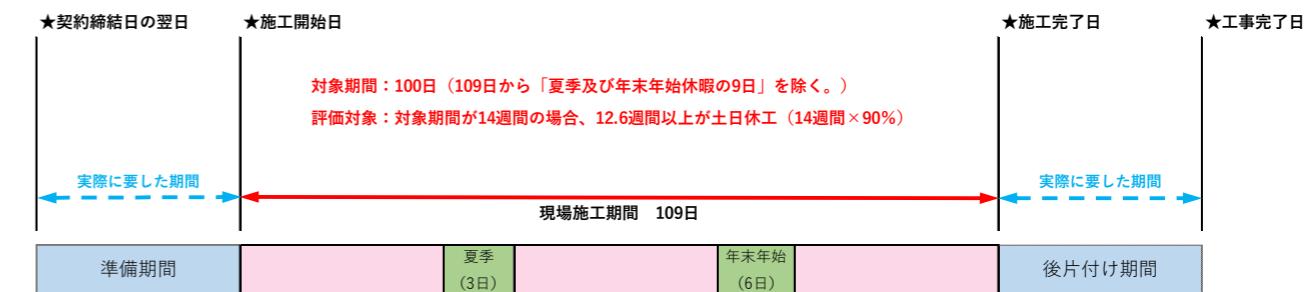
別紙 1

第5条(1)関係

1-1 完全週休2日制工事の工事成績評定の評価

対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合が90%以上の場合、工事成績評定において評価する。

(対象期間が100日となる場合)

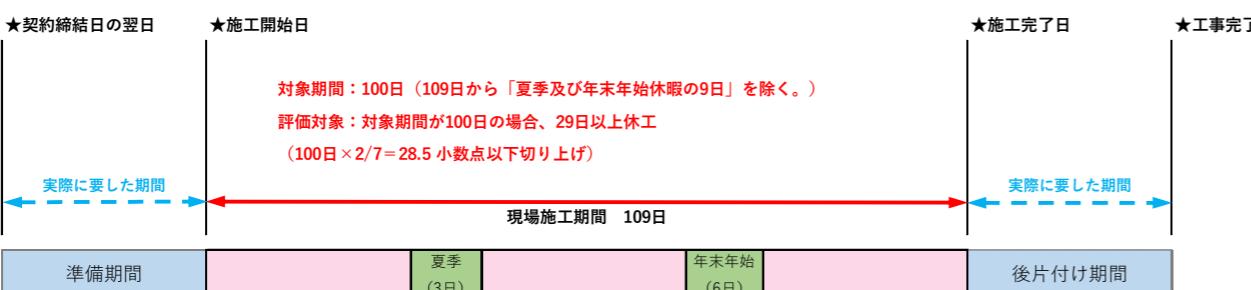


第5条(2)関係

1-2 週休2日制工事の工事成績評定の評価

対象期間の全日数に対する休工日数の割合が28.5% (2/7)以上の場合、工事成績評定において評価する。

(対象期間が100日となる場合)



第5条(2)関係

1-2 週休2日制工事の工事成績評定の評価

対象期間の全日数に対する休工日数の割合が28.5% (2/7)以上の場合、工事成績評定において評価する。

(対象期間が100日となる場合)



完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

(参考1) 「完全週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

(□:工事実施日)											完全週休2日取得率(工事成績評定)			休工割合(経費の補正)				
日	月	火	水	木	金	土	週間数	土日休工 週間数	備考		日数	休工日数	備考					
準備期間←			施工開始日 □	休日*1 休工	□	休工	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。		—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。					
休工	□	□	□	振替休工	□	□	□	□	1	1	7	2	地元条件による同一週の振替休工は認める。振替休工の1週間前までに監督員と協議。					
□	□	□	振替休工	□	□	□	休工	1	1	7	2	地元条件による同一週の振替休工は認める。振替休工の1週間前までに監督員と協議。						
休工	□	□	休日*1 休工	□	夏季休暇(3日間)			0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。		4	2	夏季休暇は非対象期間とする。				
□	□	□	□	□	□	□	休工	1	0	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。		7	1					
休工	□	□	振替休工	□	休日*1 休工	□	休工	1	1	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。		7	4					
休工	□	□	□	□	□	雨天休工	□	□	1	0	7	2	雨天による振替休工は休工と認めない。					
休工	□	□	□	□	□	□	□	□	1	0	7	1	土曜日に仕事を実施(振替休工なし)したためカウントしない。					
休工	□	□	□	□	□	□	休工	1	1	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。		7	2					
□	□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。		—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。				
休日*1休工						—	1	2日間×0.5週間=1.0週間 (1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。)		—	—	上記の休工日数に含む。						
計						7.5	5.5	完全週休2日取得率=73.3%※2(5.5週間/7.5週間) <90% ⇒評価対象外		53	16	休工割合=30.1%※2(16日/53日) >28.5% ⇒4週8休として補正対象						

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て

(参考2) 「週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

(□:工事実施日)											週休2日取得率(工事成績評定)・休工割合(経費の補正)							
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考									
準備期間←			施工開始日 □	休日*1 休工	□	休工	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。									
休工	□	□	□	振替休工	□	□	□	□	7	2								
□	□	□	振替休工	□	□	□	休工	7	2									
休工	□	□	休日*1 休工	□	夏季休暇(3日間)			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。								
□	□	□	□	□	□	□	休工	7	1									
休工	□	□	休日*1 休工	□	休日*1 休工	□	休工	7	4									
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。								
休工	□	□	□	□	□	□	□	7	1									
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2										
□	□	□	□	□	施工完了日 □	→後片付け期間		—	—	施工完了日が日～木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。								
休日*1休工						—	1	2日間×0.5週間=1.0週間 (1日当たり休工の週0.5週間分として加算する。)		—	—	上記の休工日数に含む。						
計						53	16	週休2日取得率=30.1%※2(16日/53日)>28.5%⇒評価対象 休工割合=30.1%※2(16日/53日)>28.5%⇒4週8休として補正対象										

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※2 少数第2位切り捨て

(参考1) 「完全週休2日取得率」及び「休工割合」の算出方法

(□:工事実施日)											完全週休2日取得率(工事成績評定)			休工割合(経費の補正)				
日	月	火	水	木	金	土	週間数	土日休工 週間数	備考		日数	休工日数	備考					
準備期間←			施工開始日 □	休日*1 休工	□	休工	—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。		—	—	施工開始日が火～土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。					
休工	□	□	□	振替休工	□	□	□	□	1	1	7	2	地元条件による同一週の振替休工は認める。振替休工の1週間前までに監督員と協議。					
□	□	□	振替休工	□	□	□	休工	1	1	7	2	地元条件による同一週の振替休工は認める。振替休工の1週間前までに監督員と協議。						
休工	□	□	休日*1 休工	□	夏季休暇(3日間)			0.5	0.5	夏季休暇は非対象期間とし、これにより土曜日が欠けるため0.5週間としてカウントする。		4	2	夏季休暇は非対象期間とする。				
□	□	□	□	□	休日*1 休工	□	休工	1	0	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。		7	1					
休工	□	□	振替休工	□	休日*1 休工	□	休工	1	1	地元条件による振替休工であるが、振替が同一週でないことからカウントしない。		7	4					
休工	□	□	□	□	□	雨天休工	□	□	1	0	7	2	雨天による振替休工は休工と認めない。					
休工	□	□	□	□	□	□	休工	7	1		7	1	土曜日に仕事を実施(振替休工なし)したためカウントしない。					
休工	□	□	□	□	□	□	休工	1	1		7	2						

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

<p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p style="text-align: center;">週休2日制工事取組証</p> <p>名称 代表者名（契約の相手方）様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>工事名</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>路線等の名称</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>契約締結年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr> <tr><td>最終契約金額※1</td><td colspan="3">金　　円</td></tr> <tr><td>工期</td><td>着手</td><td>年　月　日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>完了</td><td>年　月　日</td><td></td></tr> <tr><td>完了年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr> <tr><td>本工事の業種※2</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>週休2日制の形式</td><td><input checked="" type="radio"/></td><td colspan="2">完全週休2日制工事</td></tr> <tr><td></td><td></td><td colspan="2">週休2日制工事</td></tr> <tr><td>完全週休2日取得率※3</td><td colspan="3">%</td></tr> </table>	工事名				路線等の名称				工事場所				契約締結年月日	年　月　日			最終契約金額※1	金　　円			工期	着手	年　月　日			完了	年　月　日		完了年月日	年　月　日			本工事の業種※2				週休2日制の形式	<input checked="" type="radio"/>	完全週休2日制工事				週休2日制工事		完全週休2日取得率※3	%			<p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">年　月　日</p> <p style="text-align: center;">週休2日制工事取組証</p> <p>名称 代表者名（契約の相手方）様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td>工事名</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>路線等の名称</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>工事場所</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>契約締結年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr> <tr><td>最終契約金額※1</td><td colspan="3">金　　円</td></tr> <tr><td>工期</td><td>着手</td><td>年　月　日</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>完了</td><td>年　月　日</td><td></td></tr> <tr><td>完了年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr> <tr><td>本工事の業種※2</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>週休2日制の形式</td><td><input checked="" type="radio"/></td><td colspan="2">完全週休2日制工事</td></tr> <tr><td></td><td></td><td colspan="2">週休2日制工事</td></tr> <tr><td>完全週休2日取得率※3</td><td colspan="3">%</td></tr> </table>	工事名				路線等の名称				工事場所				契約締結年月日	年　月　日			最終契約金額※1	金　　円			工期	着手	年　月　日			完了	年　月　日		完了年月日	年　月　日			本工事の業種※2				週休2日制の形式	<input checked="" type="radio"/>	完全週休2日制工事				週休2日制工事		完全週休2日取得率※3	%		
工事名																																																																																																	
路線等の名称																																																																																																	
工事場所																																																																																																	
契約締結年月日	年　月　日																																																																																																
最終契約金額※1	金　　円																																																																																																
工期	着手	年　月　日																																																																																															
	完了	年　月　日																																																																																															
完了年月日	年　月　日																																																																																																
本工事の業種※2																																																																																																	
週休2日制の形式	<input checked="" type="radio"/>	完全週休2日制工事																																																																																															
		週休2日制工事																																																																																															
完全週休2日取得率※3	%																																																																																																
工事名																																																																																																	
路線等の名称																																																																																																	
工事場所																																																																																																	
契約締結年月日	年　月　日																																																																																																
最終契約金額※1	金　　円																																																																																																
工期	着手	年　月　日																																																																																															
	完了	年　月　日																																																																																															
完了年月日	年　月　日																																																																																																
本工事の業種※2																																																																																																	
週休2日制の形式	<input checked="" type="radio"/>	完全週休2日制工事																																																																																															
		週休2日制工事																																																																																															
完全週休2日取得率※3	%																																																																																																

※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 (例) 土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載
(例) PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載

※3 週休2日制工事実施要領第5条に規定する「完全週休2日取得率」又は「週休2日取得率」を記載

愛知県○○○所長　印

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

別紙2

(削除)

工事成績評定の評価方法

- 1 「6. 社会性等 I. 地域への貢献等 7. その他」において評価する。
- 2 満点(100点)の内数とし、減点はなし。

別紙-3-3-1 「[記入方法] 評当する項目の□に✓マークを記入する。」							(総括監督員)
査査項目	細別	a	a'	b	b'	c	
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	
●評価対象項目							
<input type="checkbox"/> 1. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 2. 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 3. 地域生活に密着したゴミ拾い(自治会等による清掃活動)、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 4. 地域が主催するイベント(前項4を除く)へ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 5. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。 <input type="checkbox"/> 6. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。) <input type="checkbox"/> 7. その他 <input style="width: 100px; border: 1px solid black; height: 1.2em; margin-left: 10px;" type="text"/>							
●判断基準							
<input type="checkbox"/> 評当項目が5項目以上.....a <input type="checkbox"/> 評当項目が4項目.....a' <input type="checkbox"/> 評当項目が3項目.....b <input type="checkbox"/> 評当項目が2項目.....b' <input type="checkbox"/> 評当項目が1項目以下.....c							
※請負者からの提出を受け評定を行う。 ※実施した項目が、地域貢献として認められたものを評価する。							

別紙-1-2

細目別評定点採点表(愛知県改訂版)

契約番号 A111

項目	細別	①専任監督員	②主任監督員	③総括監督員	④検査員(指定部分完了)	⑤検査員(完了)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点					2.9点	3.3点 88%
	II. 配置技術者	(0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点					2.9点	4.1点 71%
2. 施工状況	I. 施工管理	(0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			(0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	(0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	2.9点	13.0点 22%
	II. 工程管理	(0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点	(1) × 0.2 + 3.2 = 3.4点				6.3点	8.1点 78%
	III. 安全対策	(0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点	(3) × 0.2 + 3.3 = 3.9点				6.8点	8.8点 77%
	IV. 対外関係	(0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点					2.9点	3.7点 78%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	(0) × 0.4 + 2.8 = 2.8点			(0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	(0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	2.8点	14.9点 19%
	II. 品質	(0) × 0.4 + 2.9 = 2.9点			(0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	(0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	2.9点	17.4点 17%
	III. 出来ばえ				(0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	(0) × 0.4 + 6.5 = 6.5点	0.0点	8.5点 0%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		(1) × 0.2 + 3.3 = 3.5点				3.5点	7.3点 48%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(1) × 0.4 + 2.9 = 3.3点					3.3点	5.7点 58%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		(0) × 0.2 + 3.2 = 3.2点				3.2点	5.2点 62%
7. 法令遵守等			(0) × 1.0 = 0点				0点	
評定点合計								
40.4点 100点								
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認				履行			

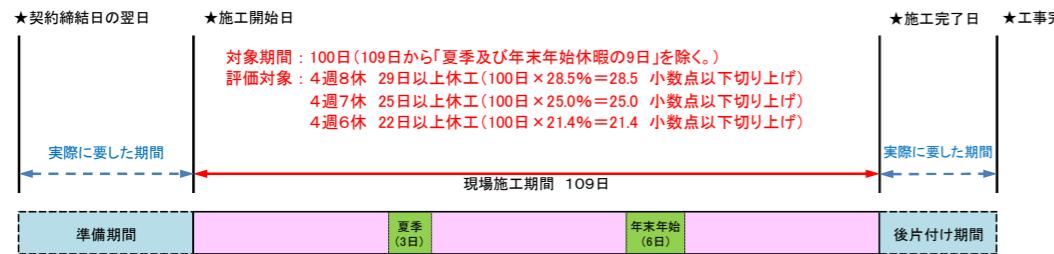
完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

別紙2

2 週休2日の取得に要する費用の計上（港湾・漁港工事以外の工事）

対象期間の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設费率、現場管理费率及び市場単価の補正を行う。

（対象期間が100日となる場合）

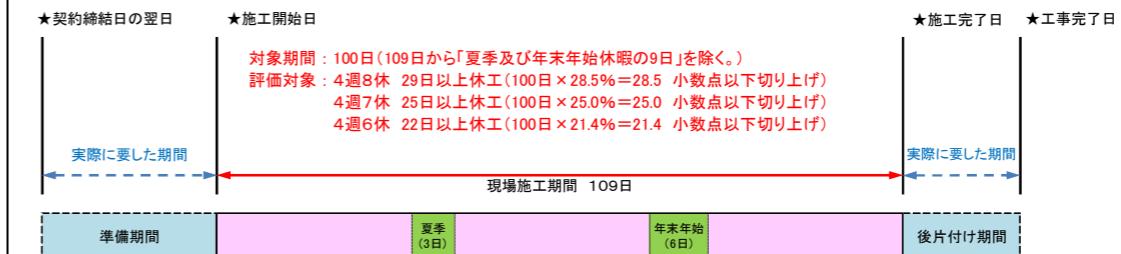


別紙3

2 週休2日の取得に要する費用の計上（港湾・漁港工事以外の工事）

対象期間の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設费率、現場管理费率及び市場単価の補正を行う。

（対象期間が100日となる場合）



完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定										別紙3 週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定										別紙4 週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定														
名称	区分	補正係数			名称	区分	補正係数			別紙3 週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定										別紙4 週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定														
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上			4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない																				
鉄筋工		1.01	1.03	1.05	法面工		1.00	1.01	1.02																									
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	吹付け工		1.01	1.02	1.03																									
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03																									
	撤去	1.01	1.03	1.05	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05																									
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01	剪定		1.01	1.03	1.05																									
	撤去	1.01	1.03	1.05	公園植栽工		1.01	1.03	1.05																									
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02																									
	撤去	1.01	1.03	1.05	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04																									
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04	橋面防水工		1.00	1.01	1.02																									
	撤去	1.01	1.03	1.05	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01																									
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02	グルービング工		1.00	1.01	1.01																									
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02																									
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01																									
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04																														
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02																														
	撤去	1.01	1.03	1.05																														

名称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基工	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基工	人力施工	1.01	1.03	1.05
碎石基工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

(-)

別紙3
週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

別紙3-3-1
【記入方法】該当する項目の□に✓マークを記入する。

考査項目	細別	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の評価に該当しない
6.社会性等	I. 地域への貢献度					
<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 1. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 2. 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 3. 地域生活に密着した・まちづくり（自治会等による清掃活動）、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 4. 地域が主催するイベント（前記4を除く）へ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 5. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。 <input type="checkbox"/> 6. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。（前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。） <input type="checkbox"/> 7. その他 [理由:] _____ 						
<p>●判断基準</p> <p>該当項目が5項目以上.....a 該当項目が4項目.....a' 該当項目が3項目.....b 該当項目が2項目.....b' 該当項目が1項目以下.....c</p> <p>*請負者からの提出を受け評定を行う。</p> <p>*実施した項目が、地域貢献として認められたものを評価する。</p>						

トップ

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名 称	規 格・仕 様	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂基工	機械施工	1.01	1.03	1.05
碎石基工	人力施工	1.01	1.03	1.05
碎石基工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領 新旧対照表

別紙 5

第7条(2)関係（港湾・漁港工事）

注) 工事成績評定の評価に係る週間数の算出方法は別紙1参照。

1 (参考) 休工状況の確認方法（週休2日の取得に関する費用の計上）

- ① 起算日は、契約締結日の翌日以降の最初の土曜日からとする。
- ② 4週間を1期間とする(4週間単位で確認)。
- ③ 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の休工日があることを確認する。
- ④ 1期間(4週間)内に休日が1日ある場合では、その期間に9日間の休工日があることを確認する。
- ⑤ 契約締結日の翌日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、契約締結日の翌日の週は対象としない(例えば、月曜日が契約締結日の翌日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない)。
- ⑥ 工事完了日(完了届提出日)直前の1期間の末日となる金曜日までを対象とし、それ以後の期間は対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日(完了届提出日)の場合は、12週目の金曜日までを対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金
①			契約締結日の翌日		⑤評価対象外		
1週間目	起算日						
2週間目							
3週間目					2週目土曜日分の休工		
4週間目				3週目土曜日分の休工		4週目日曜日分の休工	
5週間目				5週目土曜日分の休工			
6週間目				6週目土曜日分の休工			
7週間目				7週目土曜日分の休工			
8週間目			祝日	祝日分の休工		7週目日曜日分の休工	
⋮							
12週間目							
13週間目					⑥評価対象外		
14週間目					⑥評価対象外		
15週間目					⑥評価対象外	工事完了日	

②、③ 1期間目
④ 2期間目
⑤ 3期間目

2 「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
補正後市場単価 = 標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数

	市場単価 補正係数
1 底面工	1.04
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
3 支保工	1.05
4 足場工	1.03
5 鉄筋工	1.05
6 吊鉄筋工	1.05
7 型枠工	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05
9 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
10 止水板工	1.05
11 上蓋工	1.05
12 伸縮目地工	1.03
13 係船柱取付	1.05
14 車止・縁金物取付	1.05
15 係船柱撤去	1.05
16 防舷材取付	1.05

	市場単価 補正係数
17 車止撤去	1.05
18 電気防食取付	1.05
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
22 防護構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04
23 ペトロラタム被覆	1.05
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
26 かき落とし工	1.05
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29 灯浮標設置・撤去	1.04
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
31 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05

別紙 4

第7条(2)関係（港湾・漁港工事）

注) 工事成績評定の評価に係る週間数の算出方法は別紙1参照。

1 (参考) 休工状況の確認方法（週休2日の取得に関する費用の計上）

- ① 起算日は、契約締結日の翌日以降の最初の土曜日からとする。
- ② 4週間を1期間とする(4週間単位で確認)。
- ③ 1期間(4週間)内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の休工日があることを確認する。
- ④ 1期間(4週間)内に休日が1日ある場合では、その期間に9日間の休工日があることを確認する。
- ⑤ 契約締結日の翌日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、契約締結日の翌日の週は対象としない(例えば、月曜日が契約締結日の翌日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は対象としない)。
- ⑥ 工事完了日(完了届提出日)直前の1期間の末日となる金曜日までを対象とし、それ以後の期間は対象としない(例えば、15週目の火曜日が工事完了日(完了届提出日)の場合は、12週目の金曜日までを対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は対象としない)。

	土	日	月	火	水	木	金
①			契約締結日の翌日		⑤評価対象外		
1週間目	起算日						
2週間目							
3週間目							
4週間目				3週目土曜日分の休工		4週目日曜日分の休工	
5週間目				5週目土曜日分の休工			
6週間目				6週目土曜日分の休工			
7週間目				7週目土曜日分の休工			
8週間目			祝日	祝日分の休工		7週目日曜日分の休工	
⋮							
12週間目							
13週間目				⑥評価対象外			
14週間目				⑥評価対象外			
15週間目				⑥評価対象外	工事完了日		

②、③ 1期間目
④ 2期間目
⑤ 3期間目

2 「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法

- 港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出
補正後市場単価 = 標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数

	市場単価 補正係数
1 底面工	1.04
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.01
3 支保工	1.05
4 足場工	1.03
5 鉄筋工	1.05
6 吊鉄筋工	1.05
7 型枠工	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.05
9 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.05
10 止水板工	1.05
11 上蓋工	1.05
12 伸縮目地工	1.03
13 係船柱取付	1.05
14 車止・縁金物取付	1.05
15 係船柱撤去	1.05
16 防舷材取付	1.05

	市場単価 補正係数
17 車止撤去	1.05
18 電気防食取付	1.05
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.05
20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.04
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.04
22 防護構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.04
23 ペトロラタム被覆	1.05
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.05
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.05
26 かき落とし工	1.05
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.04
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.03
29 灯浮標設置・撤去	1.04
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
31 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.05
異形ブロック製作 型枠工	1.05
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.05